

大正解分會... 労働組合... 労働者... 労働運動... 労働組合... 労働者... 労働運動... 労働組合... 労働者... 労働運動...

業員に適用する事。

- ① 深夜業即時禁止
- ② 幼少労働者雇入れ禁止
- ③ 一週二回、休業、実行方法
- ④ 大會、爭議毎に、本問題を提して、全口的共闘を喚起、並に其が実行に努むる事。
- ⑤ 徳同盟政治部は、社会民衆党を協力し、政府に制定せしめる可き猛進を起す事。

十三、労働組合法案制定促進の件

主 文

本部提出
本大會は、社会的に團體権の承認がある。完全なる労働組合法の一日も速やかに制定施行を期す。

理 由

現在、經濟運動、政治運動遂行に必要な立法の制定、改廢、社会政策の实施等、幾多のうちに、社会運動の原動力である團體権の獲得であり承認である。労働組合法の制定は、急務中の急務である。右の六ヶ条を基礎とする、完全なる労働組合法案の制定施行を要求する。

- ① 労働組合の組織については、現在のままを承認する事。
- ② 法人資格は任意届出主義にする事。
- ③ 労働組合員の範囲を制限せる事。
- ④ 労働組合は、賠償の責を負はざる事。
- ⑤ 雇傭者又は使用人は、労働者が労働組合の組合員たるを以て、これを解雇し、又は、組合より脱退する事を雇傭条件とする事を得ず

⑥ 地方長官は、労働組合に対し無干渉なる事。
実行方法 ◆ ◆ ◆ モーデーのモットーとする事。 聯合會大會に提出し、統同盟本部を督促し、他の無産團體と協力し、全國的問題として共闘を喚起し、更に、社会民衆党並に無産